札幌市の アスベスト飛散防止対策 について

札幌市環境局環境対策課

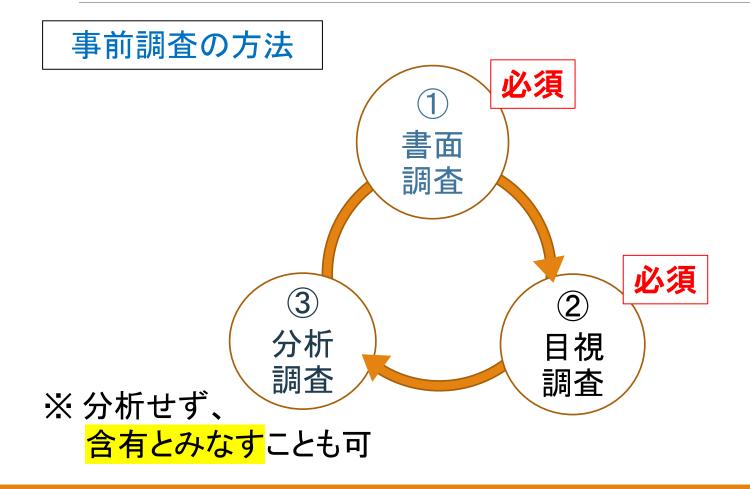
本日の話題

1 事前調査の留意事項

2 事前調査報告の留意事項

3 解体等作業の留意事項

4 札幌市の取組(普及啓発)



事前調査不足事例の紹介①

【事案の概要】

機械室の配管エルボの見落とし

【経緯】

解体時には、建物全体の使用建材を網羅的に調査する必要がある。

事前調査報告では、鉄骨造りの耐火被覆材として吹付け石綿有の報告及び除去工事の届出がなされていたが、機械室の調査を失念していた。

吹付け石綿の養生検査時に札幌市から指摘

<現場の状況>

機械室にボイラーが設置されていた。

配管エルボが複数確認されたが、調査された形跡が無かった (煙突は、屋外に鋼管製で断熱材の使用なしを確認済)





事前調査不足事例の紹介②

【事案の概要】

届出の施工計画の範囲外に約600㎡の吹付けアスベストを確認

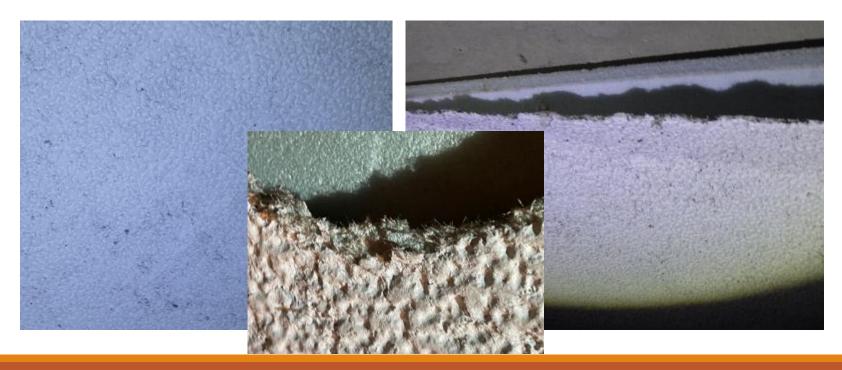
【経緯】

- 発注者が分析調査結果を元請業者に提供
- 元請業者が、不十分な目視調査を実施※
- アスベスト除去業者も、他の業者から入手した簡易な 図面で除去計画を立てた。
 - ※ 建築物石綿含有建材調査者の有資格者による調査

<現場の状況>

届出上、S造の鉄骨の梁・柱に石綿含有ロックウール有

⇒ 養生検査時に届出外の吹付けアスベストを確認



<現場の状況>

天井面への施工は、発注者から提供された 分析調査結果からも把握できたが、除去計画から漏れていた。



「工事の停止」及び 「再度事前調査を行った上で 改めての届出」を指導



目視調査を怠るなど、「建築物石綿含有建材調査者」の有資格者が事前調査をないがしろにしていたことが大きな問題

① 「申請区分」のチェックに注意

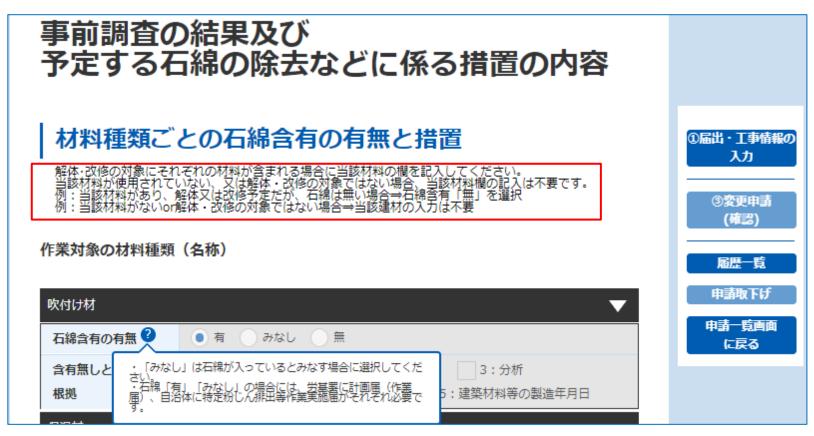


② 元請事業者の事前調査、分析を実施した者の入力

		元方(元請)	事業者の調査、分析を実施した者
<u>-</u> ⊞ ←	L	事前調査を実施した者	
調査者情報		氏名?	例)事前 一郎 全角 (半角は英字のみ可)
		講習実施機関の名称?	○○センター、○○協会○○○県支部、日本アスベスト調査診断協会 など 全角
		事前調査を行った者が 受講した建築物石綿合 有建材調査者講習登録 規程の区分	一般 特定 一戸建て等 その他
分		分析調査を実施した者	
折者		氏名?	例)分析 次子 全角 (半角は英字のみ可)
青		所属する機関又は法人の 名称	例) 石綿分析株式会社 全角 (半角は英字のみ可)
		講習実施機関の名称?	日本作業環境測定協会、日本環境測定分析協会、日本繊維状物質研究協会 など 全角

NEW 令和5年 10月~ 必須化

③ 記入が必要な建材



③ 記入が必要な建材

「解体・改修の対象に含まれる建材」

当該建材の欄への記入が必要

(明らかにアスベストを含まない材料の場合、

「含有無しとした根拠」が「目視」等になることがありますが、 市から調査状況の確認のため、連絡することがあります。)

「使用されていない建材」や「解体・改修の対象ではない建材」

記入不要(「無」のチェックも不要)

④「仕上塗材」と「吹付け材」の区別



④ 「仕上塗材」と「吹付け材」の区別

「吹付け材」には、「レベル1」建材を記載

※「吹付けバーミキュライト」、「吹付けパーライト」は、 吹付け材の欄に記載

レベル1建材、レベル2建材は、

当課で大防法に基づく届出を確認しています。

⑤ 複数の建築物を対象とする工事

報告システムの注釈には、 「代表的な建築物の構造を選択」 とありますが・・・

建築物の概要		
建築物又は工作 物の新築工事の ? 必須 着エ日	1977/04/15 不明	
耐火?	耐火 準耐火 ・ その他	②事前調査
構造?	木造 RC造 S造 その他	結果の確認
・建築物の工事が含まれる 船舶のみの場合は選択不要 ・SRCの場合は「RC」を ・複数の棟や建築物を一括 な建築物の構造を選択して	③変更申請 (確認)	
階数?	地上 3 階建 半角	履歴一覧 申請取下げ 申請一覧画面

⑤ 複数の建築物を対象とする工事

「S造」や「RC造」など構造が異なる場合、 報告内容が複雑になる。



建築物の構造が異なる際は

<u>『建物ごとの報告』にご協力ください。</u>

(例:工事名称+(建物名)など)

アスベスト飛散防止パトロール

事前調査報告や建設リサイクル法の届出の情報を活用

①建材パトロール

・方 法:原則、抜き打ちで立ち入りを実施

・確認項目:事前調査の内容、建材の除去方法等

②掲示板パトロール

・方 法:原則、抜き打ちで立ち入りを実施

・確認事項:掲示板の有無と内容、建材の除去方法

アスベスト飛散防止パトロール

①建材パトロール…事前調査の不足等がないか確認

主な確認箇所:外壁、軒天、ボード、煙突、長尺シート、台所













アスベスト飛散防止パトロール

②掲示版パトロール…現場作業員が不在時の対応

事前調査報告をもとに選定 事前調査報告の内容とお知らせ掲示の内容を確認





アスベスト飛散防止パトロールの主な指導事項

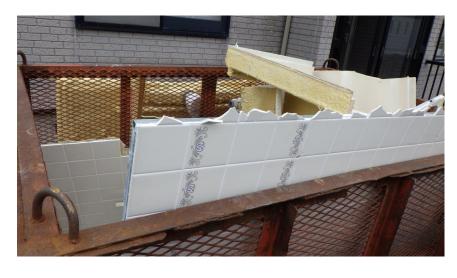
- ① 事前調査報告への未対応
 - ・建設リサイクル法の届出のみ実施
- ② 事前調査結果の未掲示(工事着手時には掲示が必要)
 - 現場にない(元請から受取っていない)
 - ・重機の内部に保管したまま
- ③ その他
 - ・掲示内容の不足、事前調査結果の記録の備付

令和5年10月1日から、調査者の情報も明記する必要がある

市民からの相談対応

- ・アスベストが使用されている疑いのある建材に関する苦情相談
- ・通報を受け、事前調査報告の有無を確認し、現地調査を実施

アナライザー:ユニットバスのタイルを張っていた下地部分にアスベスト含有の可能性 有





アスベストの適正な除去工事には 適切な工期・費用負担など 発注者の理解が欠かせません

広報さっぽろR4.9月号

アスベストの事前調査 や飛散防止にご協力を 際は、アスベストの事前調査 際は、アスベストの事前調査 を飛散防止対策が施工者に義 を飛散防止対策が施工者に義 を飛散防止対策が施工者に義 で飛動防止対策が施工者に義 で飛動防止対策が施工者に義 を飛動防止対策が施工者に義 ない。

発注者・建物所有者向けチラシ



発注者・建物所有者向けのチラシには、

- 1 事前調査への協力 (設計図書等の提供、調査費用の負担等)
- 2 事前調査結果の説明 (元請業者の事前調査結果をしっかり把握)
- 3 発注者の届出義務 (レベル1, 2建材は届出が必要)
- 4 適切な作業への協力 (適切な作業方法、工期の設定、工事費の負担が必要)

などを記載しています。

施工者の皆様には、

「国マニュアルの要点」や「市条例の規定」などをまとめた

『アスベスト飛散防止対策マニュアル (事業者向け)』

を用意しています。

以下の札幌市ホームページからダウンロードできます。



建築物等の解体等丁事に係るアスベスト飛散防止対策

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/ taiki osen/kisei/asbesto/syori.html 札幌市特定粉じん排出等作業における アスベスト飛散防止対策マニュアル (事業者向け)



令和4年(2022年)4月 札幌市環境局



本マニュアル、様式例などは以下の札幌市ホームページからダウンロードできます。 https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/syori.html

ご清聴ありがとうございました。

札幌市のアスベストの飛散防止対策関連の情報は下記URLから確認できます。

https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/syori.html



問い合わせ先:札幌市環境局環境対策課

■住 所 : 札幌市中央区北1条西2丁目市役所本庁舎12階

■電 話 : 011-211-2882

■ E-mail : kankyo_taisaku@city.sapporo.jp